

議案第 5 8 号

東郷町職員定数条例の一部改正について

東郷町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、職員の定年引上げに伴い必要があるからである。

東郷町職員定数条例の一部を改正する条例

東郷町職員定数条例（昭和42年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「267人」を「302人」に改め、同条第2号中「3人」を「4人」に改め、同条第3号中「26人」を「27人」に改め、同条第6号中「3人」を「4人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 休職、育児休業又は配偶者同行休業中の職員及び国、他の地方公共団体、公益的法人等又は外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員並びに国又は他の地方公共団体からの派遣職員は、前項に規定する定数の外とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

職員の定年引上げに伴い、職員の定数を見直す必要があるからである。

2 改正内容

(1) 職員の定数を次のように改めること。（第2条第1項関係）

事務部局等	改正後	改正前
町長の事務部局	302人	267人
議会の事務局	4人	3人
教育委員会の事務局	27人	26人
教育委員会の所管に属する学校	[10人]	10人
選挙管理委員会の事務局	[6人]	6人
監査委員の事務局	4人	3人
農業委員会の事務局	[5人]	5人

[] は改正なし。

(2) 定数に含めない職員を定めること。（第2条第2項関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。